

技 術 指 導 契 約 書

財団法人理工学振興会（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下、「乙」という。）は次の各条によって技術指導契約を締結する。

（技術指導の内容等および指導教員）

第1条

1. 目的及び内容：「〇〇」に関する技術指導
2. 技術指導対価：△△円(消費税含む)
3. 指導する教員：国立大学法人 東京工業大学（以下、「大学」という。）
大学院〇〇研究科 〇〇専攻 〇〇 〇〇 教授(以下、「指導教員」という。)
4. 指導する期間：東京工業大学長承認日～平成△年△月△日
5. 指導の頻度・回数：△回／月、△時間／回、合計△時間程度。
具体的な日程は、甲が指導教員と諮った上、甲乙協議の上定める。
6. 指導の場所：甲が定める大学キャンパス内の建物又は甲乙協議で定める乙の施設
7. 指導に係る交通費：前第6号で、乙の施設で指導が行われる場合、指導教員に発生する、指導教員の大学内研究室から当該乙の施設までの往復の交通費は、乙がこれを負担するものとする。

なお、甲は、指導教員が、大学の承認を得て、甲と指導教員との間の合意に基づき、大学での職務と兼業し、甲の職員として、本契約に基づき乙に技術指導するものであることを確認する。

（技術指導に係る対価の支払）

第2条

乙は、前条の技術指導に対する対価を甲の請求書発行日から60日以内に、現金にて甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。

（工業所有権等の帰属）

第3条

技術指導の過程で生じた発明は、大学において大学帰属または指導教員の個人帰属のいずれかの判定がなされた結果に基づき、次の区分で、その帰属を定めるものとする。なお、甲は、当該大学の判定結果が決定次第、乙に書面で通知するものとする。

- 1) 大学帰属と判定された発明：

甲を介して、乙と大学との間で、別途協議により定める。

- 2) 指導教員の個人帰属と判定された発明：

発明は、指導教員及び乙は持分に依じて帰属するものとする。ただし、出願手続きに要する経費、維持その他の経費は乙が負担することで独占的实施を許諾する。なお、実施に当たっての条件については別途協議のうえ決定する。

(守秘義務)

第4条

甲および乙は、技術指導の過程で得た知見、知り得た相手方の技術情報および業務情報、ならびにその他一切の事項について、本契約期間中および本契約終了後2年間、相手方の文書による了解を得ない限り、第三者に開示してはならない。

ただし、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。

- (1) 相手方から開示された際、既に自ら所有していたもの。
- (2) 相手方から開示された際、既に公知または公用であったもの。
- (3) 相手方から開示された後、自己の責によらず公知または公用となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から合法的に入手したもの。
- (5) 相手方から開示された情報に基づかず独自に開発したもの。
- (6) 法律の要求に基づき開示されるもの。

2. 甲は、前項に定める守秘義務を指導教員に遵守させる義務を負うものとする。

(技術指導の中止または期間の変更)

第5条

甲乙双方は一方的に本技術指導を中止または変更することができない。

(契約期間)

第6条

本契約は、本契約締結日から発効し、平成△年△月△日（[第1条第4号記載の技術指導終了日](#)と[同じ日付](#)）まで効力を有するものとする。ただし、当該終了日以前に技術指導が完了した場合は、本条の規定に拘わらず、甲乙協議の上、契約期間を早期に終了できる。また第1条第4号に規定する期間に技術指導が完了しない場合は甲乙協議の上契約期間の変更ができる。

(技術指導に係る対価の返還)

第7条

甲は、乙が納付した対価はこれを返還しないものとする。なお、前条のただし書きにより契約期間が延長された場合には、その対価は第1条の規定に準じて積算した金額とし、乙は当該金額を甲の指定する銀行口座に前納するものとする。

(契約の解除)

第8条

甲は、乙が技術指導対価を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2. 前項に加え、一方の当事者に、債務の不履行があった場合、他の当事者は、本契約を解除できる。

(権利・義務の譲渡)

第9条

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約により生ずる権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または継承させてはならない。

(合意管轄裁判所)

第10条

甲および乙は、本契約に関して法律上の紛争を生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第11条

この契約に定めのない事項については、これを定める必要があるときは甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。なお、甲は、本契約書のコピー1通を指導教員に手交する。

平成△△年△月△日

東京都目黒区大岡山二丁目12番1号

甲 財団法人 理工学振興会
会 長 田中 郁三

住所

乙 ○○○○株式会社
契約者名